

船舶事故調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 兼吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（令和3年8月14日 07時30分ごろ～12時00分ごろの間） （死亡時刻：8月14日午前中）
発生場所	北海道豊頃町湧洞川 紀文塔山二等三角点から真方位021°4,200m付近 （概位 北緯42°37.7′ 東経143°30.6′）
事故の概要	漁船第八光漁丸は、湧洞川で作業中、船長が落水して溺死した。
事故調査の経過	令和3年8月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八光漁丸、0.7トン HK3-100253（漁船登録番号）、個人所有 6.50m(Lr)×1.65m×0.65m、アルミニウム合金 ガソリン機関、漁船法馬力数30、平成3年3月7日
乗組員等に関する情報	船長 83歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年2月4日 免許証交付日 平成29年6月22日 （令和4年11月26日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り時々晴れ、風向 東、風力 2～3、視界 良好 水象：川面 平穏、水温 約15℃ 日没時刻：18時30分 豊頃町には、令和3年8月12日15時42分に低温注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、ふだん川えび漁を行っている湧洞川に向かう目的で、令和3年8月14日朝、北海道豊頃町湧洞沼の南西部に所在する漁民詰所（以下「番屋」という。）付近の湖畔を出航した。

	<p>本船は、０７時３０分ごろ湧洞沼の湖畔でキャンプをしていた人が、ビデオで風景等を撮影していた際、その映像に湧洞川に向かって航行している姿が記録されていた。</p> <p>船長の家族（本船の船舶所有者）は、１９時００分ごろ、ふだん日没前には帰宅する船長が未だに戻っていないことに気付き、２０時００分ごろ、以前に船長が番屋まで乗り付けている自動車が不調となって番屋で立ち往生となり迎えに行った経験から、番屋の様子を見に行くこととした。</p> <p>船長の家族は、２１時００分ごろ番屋に到着したところ、船長の自動車が駐車されていたものの、本船が湖畔に係留されていないことを知り、船長の安否が心配なので、自身が所有する別の船（本船より小型の漁船、以下「小舟」という。）を出航させて捜索を開始した。</p> <p>船長の家族は、湧洞沼に本船がないことを確認した後、２２時００分ごろ湧洞川の河口から約３．３km 上流の水深約２mの水域において、無人の状態では船外機が停止し、川辺の樹木の枝に引っ掛かっている本船を発見し、１１９番通報を行って船長が行方不明であることを通報した。</p> <p>船長の家族は、消防指令センターから通報を受けて駆けつけた警察官と共に、番屋及び船長の自宅付近で現況等を確認した後、日の出を待って船長の捜索を再開することとした。</p> <p>船長の家族は、１５日０６時００分ごろから警察官及び消防官等と共に、船長の捜索を再開したところ、０９時４８分ごろ本船が発見された場所付近の水中に沈んでいる船長を発見した。</p> <p>船長は、水面上に上げられたものの心肺停止の状態であることが確認され、警察官等により湧洞沼湖畔に運ばれた後、待機していた車両で旭川市内の大学に搬送されて死亡が確認され、後日、司法解剖を受けた結果、死因が短時間の溺水による窒息、死亡推定時刻が８月１４日午前中と検案された。</p> <p>本船は、燃料油タンクが空になっていることが確認され、船長が発見された後、船長の家族が操船する船にえい航されて番屋に戻った。 （付図１ 事故発生場所概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>湧洞沼は、太平洋に面しているものの、海岸沿いの砂州により途絶されており、年に数日しか太平洋と接続されない^{かいせき}海跡湖で、本事故発生の数日前に台風から変わった温帯低気圧が北海道南岸を通過した影響で湧洞川と共にふだんより増水していた。</p> <p>本事故発生時の水域付近は、川の流れが緩やかで、樹木に覆われた荒地（元湿原）が広がり、人里離れた場所となっている。</p> <p>船長の家族は、船長が、ふだん小舟で川えび漁を行っているものの、川えび漁の操業水域で生い茂る水草の除去などの作業を行う目的で、本事故発生時には小舟より安定性の良い本船で出航し、同作業中</p>

	<p>に体勢を崩して落水したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長は、発見時、普段着の上にヤッケを着用し、胴付長靴（以下「胴長」という。）を履いていたものの、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>船長の家族は、船長が、体が大きく救命胴衣を着ることが窮屈であったので、ふだん番屋に保管している救命胴衣の着用を嫌がっていたことを知っていた。</p> <p>船長の家族は、船長が落水した際、胴長にたまっていた空気により下半身が浮き上がり、救命胴衣を着用していなかったため上半身が水面下に下がり、本事故当時、湧洞川が増水していたので、体勢を立て直すことができずに溺れたのではないかと考えた。</p> <p>船長は、湧洞沼及び湧洞川では携帯電話の電波が届かない、または届きにくいので、携帯電話を所有していなかった。</p> <p>船長は、持病がなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 なし 不明</p> <p>船長の死因は、短時間での溺水による窒息であった。</p> <p>船長は、令和3年8月14日午前中、湧洞川の河口から約3.3km上流付近の本船において、落水して溺水により窒息死したものと推定される。</p> <p>本船は、令和3年8月14日07時30分ごろ湧洞沼を湧洞川に向けて航行しているところを目撃されたこと、死亡推定時刻が8月14日午前中とされたことから、同日07時30分ごろから12時00分ごろの間において船長が落水したものと推定される。</p> <p>船長は、湧洞川の流れが緩やかな状況下、本船が発見された場所付近の水中で発見され、また、死因が短時間の溺水による窒息であったことから、湧洞川の河口から約3.3km上流付近で落水したものと考えられる。</p> <p>船長は、湧洞川が温帯低気圧の通過により増水し、操業水域の水深が約2mに達した状況下、水草の除去などの作業中、体勢を崩して落水した際、救命胴衣を着用していなかったことから、着用していた胴長にたまっていた空気により下半身が浮き、上半身が沈んだ状態となって溺水した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、湧洞川で作業中、船長が落水して溺水したことにより発生したものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の暴露甲板で作業等を行う乗船者は、救命胴衣を確実に

	<p>着用すること。</p> <ul style="list-style-type: none">・自身の姿勢や動作により船体が傾斜したり動揺しやすい小型漁船の乗船者は、自身が体勢を崩して落水する危険があるので、船内で立ち上がったたり移動したりする際には十分に注意を払い、作業中、必要以上に舷側から身を乗り出すなど、船を大きく傾斜させるような行動を取らないこと。
--	---

付図1 事故発生場所概略図



国土地理院ウェブサイトの地理院地図を使用